名取市 地区計画
「建築物等の形態又は意匠の制限」の解説と運用
（杜せきのした・美田園）

H31.4.1

	規制の内容	解説	杜せきのした地区計画									美田園地区計画							
			低層住宅地区	一般住宅A地区	一般住宅B地区	一般住宅C地区	幹線通り地区	駅前周辺地区	ショッピングセンター地区	沿道サービス地区	公共公益施設地区	低層住宅地区	一般住宅A地区	一般住宅B地区	一般住宅C地区	駅前東地区	幹線通り地区	駅前周辺地区	公共公益施設地区
1	建築物の屋根は傾斜屋根とする。	建築物の屋根については、いわゆる陸屋根ではない形式のものを適合とする。	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
2	建築物の屋根及び外壁の色調は、原色を避け周辺環境に調和した落ち着きのある色調とする。	屋根の色及び外壁の色については、それぞれマンセル値における明度・彩度の値の合計が10以下であるものを適合とする。	○	○	○	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	－	○
3	屋外広告物は美観・風致を害しない自己の用に供するものとし、その表示面積の合計は1m2以内とする。 ただし公益上やむを得ないものについてはこの限りではない。	「自己の用に供するもの」については、当該屋外広告物がその敷地及び敷地内の建物等を使ってされる営業に直接関係するものであることを基準とする。 「美観・風致を害しない」については、当該屋外広告物の意匠及び内容に関し、一般的な良識を基準とする。	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
4	屋外広告物は美観・風致を害しない自己の用に供するものとする。 ただし公益上やむを得ないものについてはこの限りではない。	同上	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○
屋根勾配の記入の要否（○：要、－：不要）			○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
マンセル値の記入の要否（○：要、－：不要）			○	○	○	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	－	○